



三重県公報

令和6年10月1日（火）

第 554 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
公 安 委 規 則			
6	銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	（ 公 安 委 員 会 ）	2
告 示			
664	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（ 長 寿 介 護 課 ）	3
665	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	（ 同 ）	3
666	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	（中小企業・サービス産業振興課）	3
667	同伴	（ 同 ）	4
668	同伴	（ 同 ）	5
669	同伴	（ 同 ）	5
670	同伴	（ 同 ）	6
病院事業庁告示			
3	三重県立志摩病院の利用料金の承認	（ 病 院 事 業 庁 ）	7
公 安 委 告 示			
21	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則及び警備業法第51条の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則に基づく医師の指定	（ 公 安 委 員 会 ）	10
22	銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の規定による医師の指定	（ 同 ）	10
公 告			
	三重県表彰規則の規定による表彰者	（ 総 務 課 ）	11
	同伴	（競技力向上対策課）	11
	同伴	（ 同 ）	11
	同伴	（ 同 ）	11
	家畜人工授精師免許証の交付	（ 畜 産 課 ）	12
	農地を利用する権利の設定に関する裁定	（ 農 地 調 整 課 ）	12
	公共測量を実施する旨の通知	（ 公 共 用 地 課 ）	12
	同伴	（ 同 ）	13
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	（ 営 繕 課 ）	13
	同伴	（ 水 産 研 究 所 ）	32

公安委規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

令和六年十月一日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

三重県公安委員会規則第六号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(射撃教習を受けるための教習資格認定証の有効期間を定める規則の一部改正)

第一条 射撃教習を受けるための教習資格認定証の有効期間を定める規則(昭和五十五年三重県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十二年政令第三十三号)第三十三条第二項の規定に基づく教習資格認定証の有効期間は、三月とする。	銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十二年政令第三十三号)第二十六条第二項の規定に基づく教習資格認定証の有効期間は、三月とする。

(射撃競技用けん銃又は空気けん銃の所持の許可の期間を定める規則の一部改正)

第二条 射撃競技用けん銃又は空気けん銃の所持の許可の期間を定める規則(平成五年三重県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
射撃競技用拳銃又は空気拳銃の所持の許可の期間を定める規則 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十二年政令第三十三号)第九条第一項の規定に基づく許可の期間は、二年とする。	射撃競技用けん銃又は空気けん銃の所持の許可の期間を定める規則 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十二年政令第三十三号)第六条第一項の規定に基づく許可の期間は、二年とする。

(銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部改正)

第三条 銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則(平成二十一年三重県公安委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
別表(第一条関係)	別表(第一条関係)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>診断の対象者</th><th>医師</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第五条第一項第三号の政令で定める病氣(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十二年政令第三十三号)第十一条第三号に定める病氣を除く。)にかかっている者並びに法第五条第一項第四号及び第五号に掲げる者</td><td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第十八条第一項の精神科医師に指定されている医師</td></tr> <tr> <td>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第三十一条第三号に定める病氣にかかっている者</td><td>上欄の病氣の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	診断の対象者	医師	法第五条第一項第三号の政令で定める病氣(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十二年政令第三十三号)第十一条第三号に定める病氣を除く。)にかかっている者並びに法第五条第一項第四号及び第五号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第十八条第一項の精神科医師に指定されている医師	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第三十一条第三号に定める病氣にかかっている者	上欄の病氣の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>診断の対象者</th><th>医師</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第五条第一項第三号の政令で定める病氣(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十二年政令第三十三号)第八条第三号に定める病氣を除く。)にかかっている者並びに法第五条第一項第四号及び第五号に掲げる者</td><td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第十八条第一項の精神科医師に指定されている医師</td></tr> <tr> <td>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第三十一条第三号に定める病氣にかかっている者</td><td>上欄の病氣の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	診断の対象者	医師	法第五条第一項第三号の政令で定める病氣(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十二年政令第三十三号)第八条第三号に定める病氣を除く。)にかかっている者並びに法第五条第一項第四号及び第五号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第十八条第一項の精神科医師に指定されている医師	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第三十一条第三号に定める病氣にかかっている者	上欄の病氣の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師	(略)	(略)
診断の対象者	医師																
法第五条第一項第三号の政令で定める病氣(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十二年政令第三十三号)第十一条第三号に定める病氣を除く。)にかかっている者並びに法第五条第一項第四号及び第五号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第十八条第一項の精神科医師に指定されている医師																
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第三十一条第三号に定める病氣にかかっている者	上欄の病氣の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師																
(略)	(略)																
診断の対象者	医師																
法第五条第一項第三号の政令で定める病氣(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十二年政令第三十三号)第八条第三号に定める病氣を除く。)にかかっている者並びに法第五条第一項第四号及び第五号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第十八条第一項の精神科医師に指定されている医師																
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第三十一条第三号に定める病氣にかかっている者	上欄の病氣の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師																
(略)	(略)																

監 証
 行政書士 公証人 公証人 公証人

告 示

三重県告示第 664 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 10 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2460190370	訪問看護あんじゅ	三重県桑名市福島 936	株式会社あんじゅ	令和 6 年 9 月 1 日	訪問看護
2460790344	訪問看護ステーション ブク サス	三重県松阪市嬉野須賀領 町 565 番地 1-2 F-B	合同会社 WARM S	令和 6 年 9 月 1 日	訪問看護
2462990124	訪問看護ステーション 虹の 夢志摩	三重県志摩市阿児町国府 3708 番地 34	福祉開発株式会社	令和 6 年 9 月 1 日	訪問看護
2470206489	機能訓練特化型 菜の花	三重県四日市市あさけが 丘 2 丁目 1-42	株式会社菜の花	令和 6 年 9 月 1 日	通所介護
2470803095	あきら訪問介護	三重県伊勢市中島 1 丁目 15-48	合同会社栄	令和 6 年 9 月 1 日	訪問介護

三重県告示第 665 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 10 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2460190370	訪問看護あんじゅ	三重県桑名市福島 936	株式会社あんじゅ	令和 6 年 9 月 1 日	介護予防 訪問看護
2460790344	訪問看護ステーション ブク サス	三重県松阪市嬉野須賀領 町 565 番地 1-2 F-B	合同会社 WARM S	令和 6 年 9 月 1 日	介護予防 訪問看護
2462990124	訪問看護ステーション 虹の 夢志摩	三重県志摩市阿児町国府 3708 番地 34	福祉開発株式会社	令和 6 年 9 月 1 日	介護予防 訪問看護

三重県告示第 666 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 10 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイスクエア ザ・ビック藤方店、トイザらス津店

津市大字藤方字中興 985 番 1 ほかに 23 筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三重交通株式会社	津市中央 1 番 1 号	竹谷 賢一

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三重交通株式会社	津市中央 1 番 1 号	田端 英明

3 変更年月日

令和 5 年 6 月 23 日

4 変更理由

役員改選のため

5 届出の日

令和 6 年 9 月 6 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 2 月 3 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 667 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 10 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイスクエア津

津市藤方字中堰東 716 番地

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三重交通株式会社	津市中央 1 番 1 号	竹谷 賢一

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三重交通株式会社	津市中央 1 番 1 号	田端 英明

3 変更年月日

令和 5 年 6 月 23 日

4 変更理由

役員改選のため

- 5 届出の日
令和6年9月6日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年10月1日から令和7年2月3日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第668号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年10月1日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド四日市店・ニトリ四日市店
四日市市十七軒町201番 ほか
- 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三重交通株式会社	津市中央1番1号	竹谷 賢一

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三重交通株式会社	津市中央1番1号	田端 英明

- 3 変更年月日
令和5年6月23日
- 4 変更理由
役員改選のため
- 5 届出の日
令和6年9月6日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年10月1日から令和7年2月3日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第669号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年10月1日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

四日市ファッションモール

四日市市十七軒町 287 番、288 番、289 番

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三重交通株式会社	津市中央1番1号	竹谷 賢一

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三重交通株式会社	津市中央1番1号	田端 英明

3 変更年月日

令和5年6月23日

4 変更理由

役員改選のため

5 届出の日

令和6年9月6日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年10月1日から令和7年2月3日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第670号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年10月1日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴鹿玉垣ショッピングセンター・ヤマダ電機テックランド鈴鹿店

鈴鹿市北玉垣町字中野 801 番地 ほか 61 筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三重交通株式会社	津市中央1番1号	竹谷 賢一

マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
(変更後)		
氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三重交通株式会社	津市中央 1 番 1 号	田端 英明
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

- 3 変更年月日
令和 5 年 6 月 23 日
- 4 変更理由
役員改選のため
- 5 届出の日
令和 6 年 9 月 6 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 2 月 3 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

病院事業庁告示

三重県病院事業庁告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県立志摩病院の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立志摩病院の利用料金の承認（令和 6 年三重県病院事業庁告示第 2 号）は、令和 6 年 9 月 30 日限り廃止します。

令和 6 年 10 月 1 日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

- 1 指定管理者
公益社団法人地域医療振興協会
理事長 吉新 通康
- 2 利用料金の額

下記の表に掲げるものにあつては同表に定める額とし、これら以外のものにあつては健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下これらを「診療報酬の算定方法」という。）、健康保険法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 4 項第 1 号及び第 53 条第 2 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに限り適用する。）その他法令等により定められた算定方法に基づき算定した額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき消費税が課されるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。））とする。ただし、診療契約によるものについては、その契約額とする。

区分	単位	金額（円）
1 診療料（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の適用のあるものに限る。）		診療報酬の算定方法に基づく 1 点の単価に 2.0 を乗じて算定した額
2 死体検案料	1 件につき	9,530
3 死体処理料	1 件につき	7,530

4 洗濯料 (1) 下着、靴下、ハンカチ、タオル、Tシャツ、 布おむつその他これらに類するもの (2) 寝巻、襟付きシャツ、運動着、浴衣、バス タオルその他これらに類するもの (3) 上衣、ズボン、スカート、セーター、ワン ピースその他これらに類するもの (4) 防水シート、失禁マットその他これらに類 するもの	1 件につき	50 100 150 200
5 自動車使用料 (1) 患者搬送の場合 (2) 訪問診療等の場合	1 キロメートルにつき	90 20
6 分べん料（1 児を 1 件とし、多胎の場合の 2 児以上については、時間内料金とする。） (1) 時間内の場合 (2) 時間外の場合 (3) 深夜又は休日の場合	1 件につき	172,000 178,000 187,000
7 人工妊娠中絶料 (1) 11 週まで ア 経産婦 イ 未産婦 (2) 12 週以上	1 件につき	87,000 94,000 155,000
8 新生児管理料	1 日につき	8,500
9 新生児介補料 (1) 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合 (2) その他の場合	1 日につき	3,810 4,190
10 乳児介補料 (1) 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合 (2) その他の場合	1 日につき	570 620
11 予防接種料 (1) 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規 定によるもの ア ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰 白髄炎及び H i b 感染症（5 種混合） イ ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性 灰白髄炎（4 種混合） ウ ジフテリア、百日せき及び破傷風（3 種 混合） エ ジフテリア及び破傷風（2 種混合） オ 急性灰白髄炎（ポリオ） カ 麻しん及び風しん キ 麻しん ク 風しん ケ 日本脳炎 (ア) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン製剤 を使用するもの (イ) その他のもの コ 結核 サ H i b 感染症 シ 肺炎球菌感染症（小児又は高齢者がかか るものに限る。） (ア) 23 価 (イ) 15 価 ス ヒトパピローマウイルス感染症 (ア) 4 価 (イ) 9 価 セ 水痘 ソ B 型肝炎 タ ロタウイルス胃腸炎 チ インフルエンザ ツ 新型コロナウイルス感染症 (2) その他のもの ア おたふくかぜ イ 肺炎球菌感染症（(1)シに掲げるものを除 く。） (ア) 23 価 (イ) 15 価 ウ 带状疱疹	1 件につき	18,460 12,090 7,720 6,600 8,700 10,880 7,510 7,510 7,730 6,910 8,500 10,010 9,770 12,490 15,740 25,540 9,350 7,010 13,560 4,550 15,300 7,820 9,770 12,490 21,000

エ RSウイルス感染症		26,570
12 ウイルス抗体価検査料	1 項目につき	860
13 生命保険等に係る医師面談料	1 件 30 分につき	5,500
14 診察券の再交付料	1 枚につき	200
15 エックス線等フィルムの複写料及び複製料	1 枚につき	
(1) 複写料		
ア 半切		780
イ 大角		600
ウ 大四ツ切		570
エ 四ツ切		480
オ 六ツ切		460
カ B4		730
(2) 複製料		
光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）		850
16 薬剤容器料	1 個につき	
(1) 大（容量 300 c c 以上）		60
(2) 中（容量 30 c c 以上 300 c c 未満）		50
(3) 小（容量 30 c c 未満）		40
17 その他療養の給付に直接関係のないサービス等（実費徴収できるものに限る。）	1 件につき	実費に相当する額

備考

1 時間内とは午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの時間を、時間外とは時間内及び深夜以外の時間を、深夜とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間をいう。ただし、土曜日にあつては、深夜以外の時間については時間外とする。

2 休日とは、前号に規定する時間区分にかかわらず、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日をいう。

加算分

区分	単位	金額（円）
1 特別室の使用	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合		
ア S 室		15,000
イ A 室		6,000
ウ B 室		5,000
エ C 室		4,000
オ D 室		3,000
カ E 室		2,500
キ F 室		2,000
ク G 室		1,000
(2) その他の場合		
ア S 室		16,500
イ A 室		6,600
ウ B 室		5,500
エ C 室		4,400
オ D 室		3,300
カ E 室		2,750
キ F 室		2,200
ク G 室		1,100
2 初診（他の病院又は診療所から文書による紹介がある場合等を除く。）	1 回につき	
(1) 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合		7,000
(2) その他の場合		7,700
3 再診（他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合等を除く。）	1 回につき	
(1) 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合		3,000
(2) その他の場合		3,300
4 入院期間が 180 日を超える入院（厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が 180 日を超えた日以後の入院（厚生労働大臣が定める状	1 日につき	

態等にある者に係るものを除く。)をいう。)		
(1) 消費税法別表第2第8号に係る場合		通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数(その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。)に10円を乗じて得た額
(2) その他の場合		通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数(その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。)に10円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額

3 利用料金の承認年月日

令和6年9月30日

4 利用料金の適用年月日

令和6年10月1日

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第21号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則(平成18年三重県公安委員会規則第2号)第1条及び警備業法第51条の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則(平成18年三重県公安委員会規則第3号)第1条の規定により、次のとおり医師を指定し、令和6年10月2日から施行します。

なお、令和3年三重県公安委員会告示第60号は、令和6年10月1日限り廃止します。

令和6年10月1日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

氏名	勤務する病院等の名称	所在地
若 松 昇	医療法人北勢会 北勢病院	いなべ市北勢町麻生田1525番地
中 瀬 尚 幸	医療法人桂会 いのうえ心身クリニック	津市神納57番地16

三重県公安委員会告示第22号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則(平成21年三重県公安委員会規則第11号)第1条の規定により、次のとおり医師を指定し、令和6年10月2日から施行します。

令和6年10月1日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

氏名	勤務する病院等の名称	所在地	診断の対象者
若 松 昇	医療法人北勢会 北勢病院	いなべ市北勢町麻生田1525番地	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条第1項第3号の政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「令」という。)第11条第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
			令第11条第3号に定める病気にかかっている者
			介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症である者
鳥 内 勉	ひかり心身クリニック	四日市市羽津町23番21号	法第5条第1項第3号の政令で定める病気(令第11条第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項

			第4号及び第5号に掲げる者
			介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である者
中 瀬 尚 幸	医療法人桂会 いのうえ心身クリニック	津市神納 57 番地 16	法第5条第1項第3号の政令で定める病气(令第11条第3号に定める病气を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
			令第11条第3号に定める病气にかかっている者
			介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である者
山 寄 一 正	三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	法第5条第1項第3号の政令で定める病气(令第11条第3号に定める病气を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
			令第11条第3号に定める病气にかかっている者
			介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である者
福 田 衆 一	医療法人紀南会 熊野病院	熊野市久生屋町 868 番地	介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である者

公 告

三重県表彰規則（昭和25年三重県規則第38号の1）第2条の規定により、令和6年9月3日に次の者を表彰しました。

令和6年10月1日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区 分 氏 名
三重県民荣誉賞 藤波 朱理

競 技
レスリング

三重県表彰規則（昭和25年三重県規則第38号の1）第2条の規定により、令和6年8月27日次の者を表彰しました。

令和6年10月1日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区 分 名 前
三重県スポーツ荣誉大賞 山田 優

競 技
フェンシング

三重県表彰規則（昭和25年三重県規則第38号の1）第2条の規定により、令和6年8月28日次の者を表彰しました。

令和6年10月1日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区 分 名 前
三重県スポーツ優秀賞 水谷 咲良

競 技
ラグビーフットボール

三重県表彰規則（昭和25年三重県規則第38号の1）第2条の規定により、令和6年9月16日次の者を表彰しました。

令和6年10月1日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区 分 名 前
三重県スポーツ荣誉大賞 伊藤 智也

競 技
陸上競技

三重県スポーツ栄誉賞	上山 紘輝	陸上競技
〃	川端 魁人	陸上競技
〃	谷口 卓	水泳（競泳）
〃	島田 綾乃	水泳（A S）
〃	岡村 真	体操
〃	西田 有志	バレーボール
〃	戸上 隼輔	卓球
〃	前川 楓	陸上競技
〃	井谷 俊介	陸上競技
三重県スポーツ特別功労賞	西本 拳太	バドミントン
〃	岡田 和也	射撃
三重県スポーツ優秀賞	笹生 優花	ゴルフ
〃	中島 啓太	ゴルフ

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 18 条の規定により、次のとおり家畜人工授精師免許証を交付しました。

令和 6 年 10 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

氏 名	免許番号	免許年月日	備 考
尾崎 友紀	975	令和 6 年 8 月 7 日	牛

下記の農地について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第 2 項の規定において読み替えて準用する同法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしましたので、同法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告します。

令和 6 年 10 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（㎡）
津市木造町字狭間 2125 番 1	田	957
〃 〃 〃 2137 番	田	1,983
〃 〃 〃 2138 番	田	1,983

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和 6 年 11 月 22 日	5 か年	123,075 円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人三重県農林水産支援センター 理事長 村 上 旦
三重県松阪市嬉野川北町 530 番地

4 当該農地の所有者等の情報

登録名義人が死亡後、所有者を確知することができない。

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに津地方法務局に補償金を供託する。

6 その他

- (1) 農地の所有者等は、津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。
- (2) 当該農地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、桑名市長から通知がありました。

令和 6 年 10 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和6年6月25日から令和7年2月28日まで
- 3 作業地域
桑名市多度町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、菰野町長から通知がありました。

令和6年10月1日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び水準点測量）
- 2 作業期間
令和6年9月13日から令和7年3月25日まで
- 3 作業地域
三重郡菰野町大字田口新田

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年10月1日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する工事概要
 - (1) 工事番号及び工事名
令和6年度 営繕 第0557-分0009号
盲学校・聾学校建築工事
 - (2) 工事場所
津市城山一丁目498-2 ほか
 - (3) 工事概要
建築工事
聾学校棟 木造一部RC造 2階建 延べ面積2,892.59㎡（新築）
産業工芸棟 RC造 2階建 延べ面積538.80㎡（新築）
食堂・プレイルーム棟 木造一部S造 平屋建 延べ面積731.39㎡（新築）
盲学校棟 木造一部RC造 2階建 延べ面積2,356.48㎡（新築）
屋内運動場棟 木造一部RC造 2階建 延べ面積729.82㎡（新築）
乳幼児棟 木造一部S造 平屋建 延べ面積564.01㎡（新築）
管理棟 木造一部RC造、S造 2階建 延べ面積2,622.77㎡（新築）
付属棟 木造 平屋建 延べ面積101.92㎡（新築） ほか
上記に係る建築工事一式
 - (4) 工期
実工期 令和7年4月8日（工事着手日）から630日間
余裕期間 契約締結日から工事着手日の前日まで
全体工期 実工期に余裕期間を加えた期間
 - (5) 使用する主要な資機材
コンクリート 6,272 m³

鉄筋 743 t
鉄骨 25 t
木材 436 m³
木材（支給木材） 988 m³

(6) 予定価格

4,915,851,600 円（消費税及び地方消費税を含みます。）

(7) 余裕期間設定工事

本工事は余裕期間設定工事の試行案件です。余裕期間設定工事の実施にあたっては「余裕期間設定工事試行要領」に基づきます。詳細は、「建設工事における余裕期間制度の試行導入について」を参照してください。

2 入札方式に関する事項

(1) 施工体制確認型総合評価方式

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 3 条（基本理念）に鑑み、三重県総合評価方式実施要領第 3 条に該当することから、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、同要領第 2 条に定める品質確保の実効性、施工体制確保の確実性及び見積書等との関連性に関する体制が全て構築されることを確認するための審査を行い、落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式の工事です。詳細については、三重県総合評価方式の運用ガイドライン（以下「総合評価ガイドライン」といいます。）によります。

なお、本工事の施工体制確認型総合評価方式は標準型です。

(2) 契約後 V E 方式

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の工事です。ただし、契約締結後の施工方法の提案については、総合評価方式に係る提案に当たるものを除きます。

(3) 競争参加資格事後審査方式

本工事は、競争参加資格のうち 5(8)アの事前条件審査項目を入札前に審査し、5(8)イの参加資格事後審査項目を開札後に審査する事後審査方式の工事です。

(4) 低入札価格調査対象工事

本工事は、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「会計規則」といいます。）第 72 条で規定する低入札価格調査の対象工事です。なお、三重県低入札価格調査実施要領第 6 条第 3 項を適用します。

(5) 電子入札

ア 本工事の入札手続は、原則として電子入札システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

イ 電子入札に係る運用については、「三重県公共事業電子調達運用基準（以下「電子調達運用基準」といいます。）」によります。

ウ 電子入札システムによる手続開始後に、書面による入札（以下「紙入札」といいます。）への途中変更はできません（電子調達運用基準により発注機関の長がやむを得ないと判断した場合を除きます。）。

エ 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、紙入札に変更することがあります。

(6) 総合評価方式の技術資料の事後審査型

本工事は、総合評価方式の技術資料（様式 4-1、様式 4-2、様式 5-1、様式 5-2、様式 6-1 及び様式 6-2 を除きます。）について、開札後に落札候補者となった者のみ審査する総合評価方式の技術資料の事後審査型の工事です。

3 競争参加資格要件に関する事項

(1) 入札参加に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、(2)による特定建設工事共同企業体とし、その構成員は競争参加資格確認申請書（特定建設工事共同企業体の結成に関する書類を含みます。以下「申請書」といいます。）の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件を全て満たしている者とし、かつ、ただし、ア、イ、エ及びコについては、開札の時までに、またケについては、落札決定までに満たしていれば足りるものとし、かつ、

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建築一式工事の特定建設業者であること。

イ 建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」といいます。）を受審し、かつ、有効期限内であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

- エ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に建築一式工事で登録されている者であること。
- オ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。
- カ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- ク 本工事の設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者でないこと。

なお、本工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関係がある建設業者とは、次に該当する者としします。

- (ア) 本工事の設計業務の受託者
株式会社浦辺設計
- (イ) 受託者と資本又は人事面において関係がある建設業者に該当する者
 - a 本工事の設計業務の受託者の発行済株式総数の 50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 50%を超える出資をしている建設業者
 - b 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- ケ 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- コ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除きます。）。
なお、「届出の義務を履行していない者」の確認は、最新の経営事項審査結果における社会保険等加入の有無欄で確認します。
- サ 本工事の入札に参加しようとする他の者に、資格者名簿に記載された代表者が同一の者がいないこと。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者としします（ただし、エについては、開札の時までに満たしていれば足りません。）。)

- ア 特定建設工事共同企業体の構成員数は、3 者であること。
- イ 特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率は、20%以上であること。
- ウ 特定建設工事共同企業体の代表者となる構成員は、構成員のうちで出資比率が最大であること。
- エ 特定建設工事共同企業体の構成員は次の要件を満たす者であること。
 - (ア) 特定建設工事共同企業体の代表者となる者
経営事項審査結果の建築一式工事の総合評定値（審査基準日は令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間とします。ただし、この期間に審査を受けていない者にあっては、直近のものでも可能とします。また、合併又は分割その他組織変更を行った法人で、通知（「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」平成 20 年国総建第 309 号、「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」平成 20 年国総建第 313 号及び「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」平成 20 年国総建第 311 号。以下「通知等」といいます。）の規定に基づく経営事項審査を受審した法人にあっては、通知等に定める合併等の期日のものとします。以下同じ。）が 1,200 点以上の者であること。
 - (イ) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員 1 となる者
経営事項審査結果の建築一式工事の総合評定値が 890 点以上の者であること。
 - (ウ) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員 2 となる者
経営事項審査結果の建築一式工事の総合評定値が 800 点以上の者であること。

(3) 同種工事の施工実績及び配置予定技術者に関する事項

- ア 特定建設工事共同企業体の代表者となる者は、単独又は共同企業体の構成員（出資比率が 20%以上のものに限りません。以下同じ。）である元請けとして、平成 21 年度以降に完成し、かつ、引渡し済みである本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。

「本工事と同種工事」とは、木造又は木造を含む混構造の建築物（1棟あたり）で当該構造部分の床面積の合計が250㎡以上の新築、増築又は改築工事である建築一式工事（以下「同種工事」といいます。）をいいます（ただし、「木造を含む混構造」とは、柱及び梁を木造とした部分を含み、構造上一体となったものに限り、また、増築又は改築工事の場合は、当該増築又は改築部分の面積を対象とします。同種工事の用途及び官民の別は問いません。）。

なお、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域（以下「協定非適用国等」といいます。）に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績とします（以下「同種工事」において同じ。）。

イ 特定建設工事共同企業体の各構成員は、本工事に建設業法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定による主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」といいます。）であって、次の基準を満たす者を工事着手日に配置できること。

なお、配置予定の主任技術者等（以下「配置予定技術者」といいます。）が入札時に他の工事に従事している場合において、工事着手日に配置できる状況にあることとは、工事着手日の前日までにその工事の契約工期末日が到来している又は完成検査による契約の履行を確認していることをいいます。

(ア) 1級建築士若しくは1級建築施工管理技士の資格を有すること又は建設業法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認定した者（平成元年建設省告示第128号に規定された者（建築工事業））。

(イ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

(ウ) 本工事の申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があった場合、又は緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合には、3か月に満たないときであっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

(4) 総合評価方式の提案について、次に掲げる条件をすべて満たしている者とします。

ア 技術資料届出書及び全ての技術資料（様式1、様式2、様式3、様式4-1、様式4-2、様式5-1、様式5-2、様式6-1及び様式6-2）を提出していること。

イ 技術資料の様式3の配置予定技術者欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

4 施工体制確認型総合評価方式に関する事項

(1) 施工体制確認型総合評価方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価方式は、標準点に加算点を加え、入札価格で除した数値（以下「評価値」といいます。）の最も高い者を落札者とする方式とします。

評価値＝{(標準点＋加算点)÷入札価格}

評価値の算出については、総合評価ガイドラインによります。ただし、三重県低入札価格調査実施要領第3条により算定した額（以下「調査基準価格」といいます。）を下回る入札（以下「低入札」といいます。）を行った入札参加者（以下「低入札者」といいます。）であって、入札時、総合評価ガイドラインに定める施工体制審査意向確認書を提出した者には、三重県総合評価方式実施要領第2条に定める施工体制確認審査を行います。

施工体制確認審査の結果、三重県施工体制確認審査マニュアル（以下「施工体制審査マニュアル」といいます。）4に該当する者は失格とします。ただし、本案件には、施工体制審査マニュアル別紙3に規定する「施工体制確認に係る審査基礎要件」の(1)は適用しません（6(4)イ(ア)において同じ。）。

なお、施工体制審査意向確認書を提出していない者には、総合評価ガイドラインに基づき評価値を補正します。

評価値＝{(標準点＋加算点－減点(10点))÷入札価格}×{入札価格÷調査基準価格/1.10}

(2) 入札の評価に関する基準

評価項目、評価基準及び得点配分は、別紙「総合評価方式評価項目一覧」によります。

(3) 評価方法及び落札者の決定方法

入札参加者の要件及び評価項目を評価し、標準点及び加算点を付与し、次の条件を満たす入札を行った者であって、(1)の方法で算出した評価値の最も高い者を落札者とします。

ア 入札価格が予定価格/1.10の制限の範囲内であること。

イ 提案内容が発注者の設定する標準案を全て満たしていること。

ウ 評価値が最低限の要求要件である標準点を予定価格/1.10で除した数値を下回っていないこと。

- (4) (3)において、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定します。
- (5) 提案が認められなかった評価項目については、標準案による施工を行うものとします。
- (6) 落札者の提案内容（性能等）については、その履行を確保し、評価内容を担保するために契約書に提案内容を記載するとともに監督・検査により提案内容の履行の確認を行います。
- (7) 施工体制確認審査のための施工体制確認資料及び添付資料（以下「施工体制確認資料」といいます。）に記載された事項については、監督・検査により履行の確認を行います。
- (8) 技術資料に記載された事項について、受注者の責による提案内容（性能等）の不履行が確定された場合は、再度の施工等を求めますが、再度の施工等が困難あるいは合理的でない場合は、工事完成日の次年度に入札の公告が行われる三重県発注の総合評価方式の評価において評価点の減点を行います。
- (9) 施工体制確認資料に記載された事項について、不履行が確定された場合は、工事完成日の次年度に入札の公告が行われる三重県発注の総合評価方式の評価において評価点の減点を行います。
- (10) 技術資料の受領後の差替又は追加は認めません。ただし、参加申請時に提出された技術資料（確認資料を含みます。）の内容が確認できない場合は、落札候補者に対して確認資料の追加（以下「追加提出」といいます。）を求めることがあります。

また、追加提出については、追加提出の意思確認がとれ、別途指示した提出期限までに追加提出がされた場合のみ認めるものとします。

なお、競争入札審査会で追加提出を必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出を求めることがあります。

この場合においては、午前9時から午後5時までの時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければなりません。

- (11) 施工体制確認資料の訂正、差替及び再提出は認めません。

なお、発注機関の長が必要と判断した場合には、追加資料を求めることがあります。

- (12) 提出された技術資料及びこれに付随する資料は、本工事の競争参加資格の確認等、本公告に記載する用途以外には、無断で他の資料として使用しません。
- (13) 次に該当する技術資料は加対象としません。

ア 提案内容が不明なもの

イ 著しく具体性を欠くもの

ウ 施工の確実性又は安全性を欠くもの

エ 別に配布する「技術資料作成上の留意事項」の条件が守られていないもの

5 入札手続等

本工事の入札に関する手続等は、次の(1)から(17)までのとおりとなります。

なお、三重県電子調達システムを利用する閲覧及び手続については、指定する期間中であっても、三重県電子調達システムの運用時間外は、閲覧及び手続を行うことができません。

電子入札システムの運用時間については、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」といいます。）及びシステムメンテナンス中を除く、午前8時から午後8時まで、入札情報サービスシステムの運用時間については、システムメンテナンス中を除く24時間となります。

三重県電子調達システム（公共事業調達）のホームページアドレス

<https://www.pref.mie.lg.jp/ebid-mie/>

- (1) 入札説明書の配布

公告日から令和6年12月2日（月）まで入札情報サービスシステムにより提供します。

- (2) 設計図面及び仕様書の閲覧等

ア 設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は、入札情報サービスシステムに掲載する方法により閲覧に供します。

なお、紙媒体での閲覧は、次によります。

- (ア) 閲覧期間

公告日から令和6年12月2日（月）まで（ただし、休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時までとします（ただし、正午から午後1時までの間は除きます。）。

- (イ) 閲覧場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部営繕課営繕調整班

電話 059-224-2150

イ 設計図書等の複写を希望する者は、ア(イ)の閲覧場所まで連絡し、指示に従って下さい。

(3) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部営繕課営繕調整班

電話 059-224-2150

(4) 当該入札に対する質問がある場合は、次のとおり提出するものとします。

なお、電話・口頭等では受け付けません。

ア 質問の提出

(ア) 提出期間

a 技術資料に係る質問の提出期間

公告日の翌日から令和6年10月24日(木)まで(ただし、休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時までとします(ただし、正午から午後1時までの間は除きます。))。

なお、電子入札システムによる提出期間は、公告日の翌日から令和6年10月24日(木)までの午前8時から午後8時までとします(ただし、メンテナンス日を除きます。公告日の翌日は午前8時30分から、最終日は午後5時までとします。))。

b 設計図書等に係る質問の提出期間

公告日の翌日から令和6年11月25日(月)まで(ただし、休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時までとします(ただし、正午から午後1時までの間は除きます。))。

なお、電子入札システムによる提出期間は、公告日の翌日から令和6年11月25日(月)までの午前8時から午後8時までとします(ただし、メンテナンス日を除きます。また、公告日の翌日は午前8時30分から、最終日は午後5時までとします。))。

(イ) 提出場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部営繕課営繕調整班

電話 059-224-2150 ファクシミリ 059-224-3161 電子メール eizen@pref.mie.lg.jp

(ウ) 提出方法

電子入札システム、持参、電送(ファクシミリ)又は電子メールにて受け付けますが、持参以外の方法により提出する場合は、必ず電話により着信の確認をしてください。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法

閲覧に供することにより回答します。

(イ) 閲覧期間

a 技術資料に係る質問に対する回答の閲覧期間

ア(ア)aの提出期限日の遅くとも2日後から令和6年12月2日(月)までの電子入札システム及び入札情報サービスシステムの運用時間内とします(ただし、メンテナンス日を除きます。また、閲覧開始日は掲載時間からとします。))。

b 設計図書等に係る質問に対する回答の閲覧期間

ア(ア)bの提出期限日の遅くとも2日後から令和6年12月2日(月)までの電子入札システム及び入札情報サービスシステムの運用時間内とします(ただし、メンテナンス日を除きます。また、閲覧開始日は掲載時間からとします。))。

(ウ) 閲覧場所

電子入札システム及び入札情報サービスシステムに掲載します。

(5) 参加申請書等の提出

ア 電子入札システムにより参加する場合

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、(ア)により「使用電子証明書届(特定JV用)」及び「三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第21条に定める書類」を提出し、特定建設工事共同企業体としての業者コードの指定を受けてください。その後(イ)により「参加申請書」を電子入札シス

テムにより提出し、併せて(ウ)により「技術資料届出書」並びに「技術資料」及び付随する添付資料を提出して下さい。これらの提出書類により競争参加資格の確認を行います。

なお、(ア)、(イ)及び(ウ)の提出期間にこれらの書類を提出しない者は入札に参加することができません。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

(ア) 特定建設工事共同企業体の業者コードの指定に係る資料

a 提出書類

(a) 使用電子証明書届（特定 J V 用）（電子調達運用基準様式 3）

(b) 三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第 21 条に定める書類

- ・ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第 4）
- ・ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第 5）の写し

b 提出期間

公告日から令和 6 年 10 月 25 日（金）まで（ただし、休日を除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします（ただし、正午から午後 1 時までの間は除きます。）。

c 提出場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部営繕課営繕調整班

電話 059-224-2150

d 提出方法

紙媒体で持参又は郵送（書留郵便に限ります。）により提出してください。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けません。この提出をもって電子入札システムでの入札参加申請時に必要な特定建設工事共同企業体としての業者コードが指定されます。

なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

(イ) 参加申請書

a 提出書類

参加申請書（競争参加資格確認申請書）

b 提出期間

公告日から令和 6 年 10 月 31 日（木）までの午前 8 時から午後 8 時までとします（ただし、メンテナンス日を除きます。最終日は午後 0 時（正午）までとします。）。

c 提出方法

参加申請書は、電子入札システムにより受け付けます。

参加申請書とは、電子入札システムにおける競争参加資格確認申請書（システム画面）のことをいいますので、ファイルや紙資料での提出は不要です。

(ア)により特定建設工事共同企業体の業者コードを取得後、指定された業者コードで申請してください。

(ウ) 総合評価方式に係る技術資料

a 提出書類

技術資料届出書並びに技術資料（様式 1 から様式 6-2 まで）及びこれに付随する添付資料

b 提出期間

公告日から令和 6 年 10 月 31 日（木）まで（ただし、休日は除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします（ただし、正午から午後 1 時までの間は除きます。最終日は午後 0 時（正午）までとします。）。

なお、電子入札システムによる提出期間は、公告日から令和 6 年 10 月 31 日（木）までの午前 8 時から午後 8 時までとします（ただし、メンテナンス日を除きます。最終日は午後 0 時（正午）までとします。）。

c 提出場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部営繕課営繕調整班

電話 059-224-2150

d 提出方法

電子入札システム、紙媒体で持参又は郵送（書留郵便に限ります。）により提出してください。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けません。

なお、紙媒体で提出する場合は、「紙等資料提出通知書（電子調達運用基準・様式 7）」を電子入札システムで添付の上、提出期間中に提出してください。

また、郵送により提出する場合は、提出期限までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

イ 紙入札により参加する場合

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、(ア)により「競争参加資格確認申請書」、「技術資料届出書」、「技術資料」及び付随する添付資料並びに三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第 21 条に定める書類を提出してください。これらの提出書類により競争参加資格の確認を行います。

なお、(イ)の提出期間にこれらの書類を提出しない者は入札に参加することができません。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

(ア) 提出書類

- a 競争参加資格確認申請書（様式第 1-1 号）
- b 技術資料届出書並びに技術資料（様式 1 から様式 6-2 まで）及びこれに付随する添付資料
- c 三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第 21 条に定める書類
 - ・ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第 4）
 - ・ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第 5）の写し

(イ) 提出期間

公告日から令和 6 年 10 月 31 日（木）まで（ただし、休日は除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします（ただし、正午から午後 1 時までの間は除きます。最終日は午後 0 時（正午）までとします。）。

(ウ) 提出場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県県土整備部営繕課営繕調整班
電話 059-224-2150

(エ) 提出方法

紙媒体による持参での提出のみとし、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けません。

(6) 入札時に提出する書類

ア 工事費内訳書

(ア) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。提出のあった工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、会計規則第 71 条第 7 号の規定により無効とします。また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明できない者は失格とします。

- a 工事費内訳書を提出しないとき。
- b 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないとき。
- c 一括値引き又は減額の項目が計上されているとき。

（注） 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。

- d 記載すべき項目が欠けているとき。

（注） 記載すべき項目には、工事名、会社名及び代表者名を含みません（紙媒体による提出の場合を除きます。）。

- e その他不備があるとき。

(イ) 工事費内訳書は、数量、単価、金額等を記載してください。

(ウ) 工事費内訳書は返却しません。

また、工事費内訳書の内容については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。

(エ) 工事費内訳書の差替又は再提出は認めません。

イ 企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書〔三重県一般競争入札実施要綱・様式第 2-1 号〕

(ア) 企業要件（施工実績）欄（特定建設工事共同企業体の代表者のみ記載してください。）

3(3)アの同種工事の施工実績を記載し、記載した工事の施工実績を明確に証明できる書類の写しを提出してください。ただし、総合評価方式に係る技術資料に記載した工事実績と同じ工事を同種工事の施

工実績として記載する場合は、工事の施工実績を明確に証明できる書類の写しの提出は省略できることとします。

なお、「工事の施工実績を明確に証明できる書類」とは、記載した工事がコリンズに登録されている場合は、竣工登録された登録内容確認書（工事实績）をいい、コリンズの登録が行われていない工事にあつては、契約書、仕様書、完成認定書等施工実績を明確に証明できるもの（完成したことが分かるもの）をいいます（以下「工事の施工実績を明確に証明できる書類」に同じとします。）。

(イ) 配置予定技術者（資格）欄（特定建設工事共同企業体の各構成員別に記載してください。）

- a 3(3)イの配置予定技術者の資格を特定建設工事共同企業体の構成員ごとに記載し、記載した資格に係る資格者証の写しを提出してください。なお、施工実績欄の記載は不要です。
- b 配置予定技術者は、複数の主任技術者等を記載することができます。ただし、様式第2-1号記載の配置予定技術者の差替又は追加は認めません。また、複数の主任技術者等を記載した場合であっても、設計図書等に特に記載がない限り、選任及び配置する主任技術者等は特定建設工事共同企業体の各構成員につき1名とします。
- c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出してください。
- d 配置する主任技術者等が専任を要する場合は、当該技術者が本工事の参加申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類（監理技術者資格者証の写し又は事業所名と雇用期間が明記されている健康保険被保険者証等の写し）を添付してください。
- e 配置予定技術者が、入札時には他の工事に従事している場合で、工事着手時に配置できる状況にあるときは、あわせて誓約書（様式任意。以下「誓約書」において同様とします。）を提出してください。

ウ 施工体制審査意向確認書

開札時において低入札となったとき、施工体制確認審査を受ける意思のある入札参加者は、総合評価ガイドラインに定める施工体制審査意向確認書（様式4）を提出してください。

エ 納税確認書及び納税証明書（全ての構成員が提出してください。）

次の(ア)又は(イ)による納税確認書及び納税証明書の写しを提出してください。ただし、納税確認書及び納税証明書の写しの提出日から前6か月以内に発行されたものに限りします。

(ア) 三重県内に本店を有する事業者

- a 所管県税事務所が発行する全ての県税の納税確認書（無料）
- b 所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（有料）

(イ) 三重県外に本店を有する事業者

- a 所管県税事務所が発行する全ての県税の納税確認書（無料）※ 三重県内に営業所等を有する場合のみ提出が必要
- b 所轄税務署が発行する本店分に係る消費税及び地方消費税の納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（有料）

(7) 入札書提出時における添付書類の提出方法

ア 電子入札により参加する場合

(ア) 提出期間

(15)アによる電子入札システムによる入札書受付期間と同様とします。

(イ) 提出方法

電子入札システムによる提出とします。ただし、電子入札システムでの提出が困難な場合は、紙等資料提出通知書を電子入札システムで提出し、紙媒体を公告日、案件名及び業者名並びに「入札時に提出する書類在中」を明記した封筒に入れ封印及び割印をした上で入札書受付期間内に持参又は郵送（書留郵便に限りします。）により提出するものとします。

なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

イ 紙入札により参加する場合

(ア)による持参又は(イ)による郵送での提出のみとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けません。

なお、工事費内訳書の提出方法については、(15)イ又はウによる入札書の提出方法に記載のとおりとします。

(7) 紙媒体により持参する場合

a 提出日時

(15)イ(7)による入札書の提出日時と同様とします。

b 提出場所

(15)イ(イ)による入札書提出場所と同様とします。

c 提出方法

紙媒体を公告日、案件名及び業者名並びに「入札時に提出する書類在中」を明記した封筒に入れ封印及び割印をした上で提出してください。

(i) 郵送する場合

a 受領期限

(15)ウ(7)による入札書受領期限と同日時に、bで指定する郵便局において局留めで届いた入札時に提出する書類を回収するので、その時刻までにbで指定する郵便局に届くように郵送してください。

なお、入札時に提出する書類を郵送する場合は、令和6年12月2日(月)午後5時までに三重県県土整備部営繕課営繕調整班(電話 059-224-2150)まで電話により連絡してください。

b 指定する郵便局

日本郵便株式会社三重県庁内郵便局

c 提出方法

表封筒と中封筒の二重封筒により提出することとします。

紙媒体を公告日、案件名及び業者名並びに「入札時に提出する書類在中」を明記した封筒に入れ封印及び割印をした中封筒を作成し、表封筒にdに掲げる項目を記載のうえ封印及び割印をした上で、「一般書留郵便又は簡易書留郵便」により「局留郵便」として郵送してください。

d 表封筒に記載する項目

〒514-0006

住 所 三重県津市広明町13番地

宛 先 日本郵便株式会社三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県県土整備部営繕課営繕調整班

案件名 1(1)の「工事番号及び工事名」

提出書類名 「入札時に提出する書類在中」

e その他

入札時に提出する書類が、受領期限までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

また、局留郵便の局留めの期間は、郵便局に到着した日の翌日から起算して10日間です。10日間を経過すると差出人に返送されますので、指定する郵便局へ到着した日の翌日から起算して10日間を経過するまでの間に受領期限が到来するよう投函してください。

(8) 競争参加資格の確認項目

競争参加資格の確認については、入札前の事前条件審査及び開札後の参加資格事後審査を実施することとし、確認する項目は次のとおりとします。

なお、参加資格事後審査については落札候補者のみ実施することとします。ただし、落札候補者に競争参加資格がないと認められる場合は、次順位者を落札候補者として参加資格事後審査を実施することとします。

また、くじになった場合にあっては、くじの当選者を落札候補者とし、くじに当選し落札候補者となった者に競争参加資格がないと認められるときは、同様に競争参加資格があると認められる落札候補者が決まるまで繰り返すものとします。

ア 事前条件審査項目

3(1)、3(2)及び3(4)に係る事項

なお、3(1)ア、イ、エ及びコ並びに3(2)エについては、開札の時までに、また3(1)ケについては落札決定日までに満たしていれば足りる。

イ 参加資格事後審査項目

競争参加資格要件に関する全ての項目

(9) 競争参加資格確認結果の通知

競争参加資格の確認結果は、次に記載する日までに通知する予定です。

ただし、参加資格事後審査結果については、落札候補者の参加資格がないと認めた場合のみ通知します。

ア 事前条件審査結果

令和6年11月11日（月）（予定）

イ 参加資格事後審査結果

令和6年12月18日（水）（予定）

なお、競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者が、落札決定日までに競争参加資格を満たさなくなった場合は、競争参加資格を取り消します。

(10) 競争参加資格確認申請に係る注意事項

ア 申請書及び提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は返却しません。

ウ 参加資格事後審査項目に係る提出書類について、参加資格事後審査時にその内容確認ができない場合は、追加資料の提出又は再提出（以下「追加提出等」といいます。）を求めることがあります。

ただし、追加提出等については開札日の午後5時までに追加提出等の意思確認がとれ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めるものとします。

また、競争入札審査会で追加提出等を必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出等を求めることがあります。

なお、上記の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に提出しなければなりません。

(11) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 請求方法

説明を求める旨を記載した書面（様式任意）を提出して行うものとします。

なお、書面は持参するものとします。

イ 提出期間

競争参加資格がないと認められた場合の通知日の翌日から起算して2日以内（ただし、休日は除きます。）の午前8時30分から午後5時までとします（ただし、正午から午後1時までの間は除きます。）。

ウ 提出場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部営繕課営繕調整班

電話 059-224-2150

エ 回答方法

説明を求めた者に対し、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日以内（ただし、休日を除きます。）に書面により回答します。

(12) 総合評価に係るヒアリング

ア 総合評価に係るヒアリングを行います。

ヒアリングは令和6年11月25日（月）の開催を予定していますが、詳細については別途通知を確認してください。

イ ヒアリングは、原則として特定建設工事共同企業体の代表者の配置予定の主任技術者等に対して行います。

(13) 提案に関する通知等

技術提案（対策あり型）における否採用については、ヒアリング時に伝えるものとします。

なお、提案が適正と認められた場合は、当該提案に基づく入札を行うものとしますが、提案が適正と認められない項目を標準案に基づいて施工する場合は、標準案に基づく入札を行うものとします。

総合評価方式の技術資料の事後審査型の場合で、開札後に落札候補者となり、事後審査の結果、評価値の下方修正により落札者とならなかった者には書面により通知します。

(14) 入札方法

ア 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載しなければなりません。

イ 紙入札による場合は、入札書の宛名は知事宛とし、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含みます。以下同じ。）自ら提出してください。

（ア） 代理人による入札にあたっては、入札書に入札者本人の住所及び氏名（法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者氏名。以下同じ。）が記載され押印がある場合は、委任状の提出は必要ありません。

（イ） 代理人が代理人名義で入札する場合は、入札書提出前に委任状を提出しなければなりません。この場合、入札書には入札者の住所及び氏名欄に入札者本人の住所及び氏名を記載するとともに、右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印することとします。

ウ 紙入札により共同企業体が入札する場合は、入札書を構成員全員の連名で記載し押印しなければなりません。共同企業体の代表者名で入札する場合は、他の構成員全員からの委任状を入札書提出前に提出しなければなりません。

電子入札により共同企業体が入札する場合は、電子調達運用基準 5-6 に基づいてあらかじめ届け出た共同企業体の代表者が単体企業として利用者登録済みの IC カードを使用しなければなりません。

エ 入札執行回数は 1 回とします。

オ 入札書の撤回、差替又は再提出は認めません。

(15) 入札書提出の日時及び場所

ア 電子入札による入札の場合

入札書受付期間は、令和 6 年 12 月 2 日（月）午前 8 時から午後 8 時まで及び令和 6 年 12 月 3 日（火）午前 8 時から午前 9 時 55 分までとします。

入札書は電子入札システムの入力画面において作成し、電子認証により登録された IC カードにより、指定の日時までに入札金額等を入力して送信してください。

イ 紙媒体による持参の場合

（ア） 入札書の提出日時

令和 6 年 12 月 3 日（火）午前 9 時 55 分に（イ）において入札書を提出してください。

（イ） 入札書提出場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県庁厚生棟 1 階入札室

（ウ） 入札書の提出方法

入札書及び工事費内訳書を公告日、案件名及び業者名並びに「入札書在中」を明記した封筒に入れ封印及び割印をした上で提出してください。

（エ） その他

本工事に係る競争参加資格事前条件確認通知書（写しも可）を提示してください。

ウ 郵送による入札の場合

（ア） 入札書受領期限

令和 6 年 12 月 3 日（火）午前 9 時 30 分に（イ）で指定する郵便局において局留めで届いた入札書を回収するので、その時刻までに（イ）で指定する郵便局に届くように郵送してください。

なお、入札書及び工事費内訳書を郵送する場合は、令和 6 年 12 月 2 日（月）午後 5 時までに三重県県土整備部営繕課営繕調整班（電話 059-224-2150）まで電話により連絡してください。

（イ） 指定する郵便局

日本郵便株式会社三重県庁内郵便局

（ウ） 入札書の提出方法

表封筒と中封筒の二重封筒により提出することとします。

（15）イ（ウ）の方法により入札書及び工事費内訳書を封入した中封筒を作成し、表封筒に（エ）に掲げる項目を記載の上、表封筒と中封筒の間に「本工事に係る競争参加資格事前条件確認通知書の写し」及び共同企業体の代表者名で入札する場合は「他の構成員全員からの委任状」を入れ封印及び割印をした上で、「一般書留郵便又は簡易書留郵便」により（イ）で指定する郵便局へ「局留郵便」として郵送してください。

（エ） 表封筒に記載する項目

〒514-0006

住 所 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 日本郵便株式会社三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県県土整備部営繕課営繕調整班

案件名 1(1)の「工事番号及び工事名」

提出書類名 「入札書在中」

(オ) その他

入札書が、入札書受領期限までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

また、局留郵便の局留めの期間は、郵便局に到着した日の翌日から起算して 10 日間です。10 日間を経過すると差出人に返送されますので、指定する郵便局へ到着した日の翌日から起算して 10 日間を経過するまでの間に受領期限が到来するよう投函してください。

(16) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

令和 6 年 12 月 3 日（火） 午前 10 時 00 分

イ 開札場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県庁厚生棟 1 階入札室

ウ その他

開札の結果、評価値の最も高い者が 2 人以上ある場合は、くじ引きを行います。

くじの対象者全員が電子入札システムによる参加者である場合又は紙入札による参加者で開札に立ち会っている者の場合は電子くじによるくじ引きを実施します。

この場合、開札に立ち会っている紙入札による参加者は、開札場所において発注機関の端末で電子入札システムへくじ番号を入力することとします。

なお、開札に立ち会っていないくじ対象者がいる場合は、くじ引きを実施する旨と対象者名、入札金額、実施日時及び実施場所を当該案件の入札者全員に通知した上で、後日くじ引きを行います。

また、くじにより落札候補となった者に競争参加資格がないと認められた場合は、再度別途指定する日にくじ引きを行うことがあります。

(17) 施工体制確認審査

開札時に、低入札者が施工体制審査意向確認書を提出している場合は入札を保留し、低入札者に対して施工体制確認審査を行います。

ア 低入札者への連絡

予定した開札日の午後 5 時までに、当該入札を保留したことを入札情報サービスシステムにより公開するとともに、施工体制審査意向確認書を提出している低入札者に対し、施工体制審査マニュアルで定める施工体制確認資料の提出を求める旨の連絡を行います。

イ 施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出を求める旨の連絡を受けた低入札者は、開札日の翌日（ただし、休日を除きます。）午後 5 時までに、施工体制確認資料を紙媒体により提出してください。

ウ 基礎要件の審査

施工体制審査マニュアル別紙 3「施工体制確認に係る審査基礎要件」の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合は、施工体制が確保されると認められないため、確認審査及びヒアリングは実施せず、書面によりその旨を通知します。なお、この場合その者は失格とします。

エ 施工体制確認のためのヒアリング

提出された施工体制確認資料を基にヒアリングを行います。ヒアリングの実施日等については、後日通知します。ヒアリングの出席者は、当該工事に配置を予定している主任技術者等を含め 3 名以内とします。

オ 施工体制確認資料を提出しない等、施工体制審査マニュアルに基づく審査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は、免除します。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会計規則第75条第2項に規定する担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができます。

(ア) 次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

a 会計規則第75条第4項第1号の規定による履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

b 三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号。以下「執行規則」といいます。）第7条第1項第1号の規定による工事履行保証委託契約を締結し公共工事履行保証証券を提出したことにより、保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。

(イ) 次のいずれかに該当する場合は、契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の10分の3以上となります。

a 特定建設工事共同企業体で契約金額が5億円以上のとき。

b 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続開始等がなされ、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けているとき（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限ります。）。

c 調査基準価格に満たない額で契約するとき。

(2) 入札の辞退及び競争参加資格喪失

入札の辞退及び参加資格喪失に関する取扱いは、次のとおりとします。

ア 参加申請書の提出後、競争参加資格事前条件の確認を受けるまでの間は、参加辞退届を持参又は郵送により提出することによって、参加を辞退することができることとします。

イ 競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、入札書を提出するまで又は入札書受付締切日時のいずれか早い時点までに、入札辞退届を提出することによって入札参加を辞退することができることとします。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加・指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

また、入札辞退届の提出は、次のとおりとします。

(ア) 電子入札による参加者の場合

入札書提出期間の開始までは書面を持参又は郵送により、入札書提出期間中は電子入札システムにより提出してください。

なお、入札書提出期間の開始までに書面を持参又は郵送により入札辞退届の提出を行った場合であっても、入札書提出期間中に電子入札システムにより入札辞退届の提出を行うものとします。

(イ) 紙入札による参加者の場合

書面を持参又は郵送により提出してください。

ウ 競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、イによる入札を辞退することができる期限以降、落札決定までの間に、競争参加資格条件を満たさなくなったときは、速やかに参加資格喪失届に理由を記載のうえ、その理由を証する書面等を添えて提出しなければなりません。

なお、緊急を要する場合は、電話等（受付は、休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。）により参加資格喪失を届け、後日、参加資格喪失届を提出しなければなりません。

エ 入札辞退届又は参加資格喪失届を提出せず、かつ、発注機関への連絡を怠り指定された応札日時に応札しない場合は、その理由等について調査を行うことがあります。

オ 落札決定までの期間は、落札候補者に限り、配置予定技術者について他の工事への配置予定等を制限するものとします。他の工事の入札において、本工事の配置予定技術者を主任技術者等として配置を予定して入札に参加する場合で、当該入札が本工事の開札時刻以降に行われるときは、当該工事について入札辞退等の手続きを行わなければなりません。

(3) 開札

ア 電子入札による参加者で希望する者は開札に立ち会うことができます。

イ 紙入札による参加者がある場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書の開札を行うものとします。

ウ 紙媒体の持参による参加者は紙媒体の入札書を持参し、開札に立ち会うものとします。

エ 紙媒体の持参による参加者がいない場合で、立会いを希望する参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。

オ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合の開札手続については、当該マニュアルに基づくものとします。

カ 電子入札若しくは郵送による参加者で開札の立会いを希望する者又は紙媒体の持参による参加者は、会場への入室時には、身分証明書を提示してください。

なお、会場の都合上、入室は、1 特定建設工事共同企業体につき 3 人までとします。

(4) 入札の無効及び失格

ア 本公告に示した競争入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、会計規則第 71 条各号のいずれかに該当する入札及び次の(ア)から(セ)までに示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、参加申請書の提出日から落札決定日までの期間中に、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受ける等、3 の競争参加資格要件に関する事項に掲げる条件を満たさなくなった者は、入札に参加する資格のない者に該当します。

(ア) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(イ) 入札者が同一案件の入札に対し二以上の入札をしたとき。

(ウ) 入札者が他人の入札の代理をしたとき。

(エ) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。

(オ) 入札者が定刻までに入札書を提出しないとき。

(カ) 金額を訂正した入札をしたとき。

(キ) 記名又は押印を欠く入札をしたとき（電子入札の場合は、電子証明書を取得していない者が入札したとき。）。

(ク) 技術資料において届け出た配置予定技術者以外の者を、入札書提出時に提出する資料において申請したとき。ただし、本工事の施工にあたり、工場製作期間を有することを理由として、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置し、工場と現地で工事の現場が移行する時点において主任技術者等を交代する予定の場合における工場製作期間の主任技術者等は除きます。

(ケ) 総合評価に係るヒアリングにおいて、その指定時刻に指定場所に来なかったとき。

(コ) 総合評価方式に係る評価において参加資格がないことが認められたとき。

(サ) 総合評価方式において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき。

(シ) 技術資料の内容が他の入札参加者と酷似している等適正に作成されたと認められないとき。

(ス) 入札書における誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭なとき。

(セ) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

イ 次のいずれかに該当するときは、その者は失格とします。

(ア) 施工体制確認型総合評価方式の入札において、入札時に施工体制意向確認書を提出した者で、三重県施工体制確認審査マニュアルの「4. 入札失格要件」に該当するとき。

(イ) 低入札価格調査対象工事において、三重県低入札価格調査実施要領別表 2 に規定する「見積内訳等の検討に係る判断基準について」の「1. 判断基準の適用について」に該当するとき。ただし、本案件には、三重県低入札価格調査実施要領別表 2 に規定する「見積内訳等の検討に係る判断基準について」の「3. 見積内訳書の判断基準の(1)」は適用しません（(ウ)において同じ。）。

(ウ) 低入札価格調査対象工事において、落札候補者となる低入札者が三重県低入札価格調査実施要領第 5 条第 1 項各号の基準を満たしていないとき。

(エ) 提出した工事費内訳書の不明な点を説明しないとき。

(オ) その他入札の執行を妨げたとき。

(5) 入札における不正・不誠実な行為

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければなりません。なお、次のいずれかに該当する場合は不正・不誠実な行為とみなし、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

ア 入札参加者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ったとき。

イ 入札参加者が、入札において、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、技術資料又は入札意思について相談したことが認められたとき。

- ウ 入札参加者が、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格又は技術資料の内容を故意又は過失によって開示又は漏洩したことが認められたとき。
- エ 予定価格を超えた応札をしたとき。
- オ 総合評価方式において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき。
- カ 技術資料の内容が他の入札参加者と酷似している等適正に作成されたと認められないとき。
- キ (2)ウで届けた理由又は内容が、虚偽又は著しく事実と反すると認められるとき。
- ク 5(17)による施工体制確認審査に協力しないとき。
- ケ (6)エによる低入札価格調査に協力しないとき。
- コ (9)による担当技術者の追加配置や(17)による工事实態調査等への協力を怠ったとき。
- サ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに基づく調査に協力しないとき。

(6) 落札者の決定

- ア 4(3)及び4(4)の方法で落札候補者を決定するものとします。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とします。
- イ 落札者の決定は、落札候補者について5(8)イによる参加資格事後審査により競争参加資格があると認められた場合に行います。
- ウ 落札者を決定したときは、電子入札システムにより入札に参加した者に対しては電子入札システムにて通知します。
また、紙入札により参加した者に対しては書面で通知します。
- エ 調査基準価格を下回った入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、三重県低入札価格調査実施要領に基づく調査後に落札者を決定するものとします。
なお、この場合、落札候補者及び低入札者（落札候補者以外に低入札者がある場合で、三重県低入札価格調査実施要領第5条第1項各号の基準を満足する者をいいます。）は三重県低入札価格調査マニュアルに基づく調査資料（以下「低入札価格調査資料」といいます。）を指定された日時までに提出しなければなりません。
- (ア) 調査の結果、当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合は、落札候補者であっても、必ずしも落札者とならず、次順位者について判断します。
- (イ) (ア)における次順位者が、調査基準価格を下回った入札であった場合は、同様に調査をして落札者となりうるかを判断することとし、予定価格以下で調査基準価格以上の入札であった場合は、調査を行わず落札者を決定します。
- (ウ) 低入札価格調査資料を提出しない等、三重県低入札価格調査実施要領に基づく調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。
- オ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合は、原則として、落札決定を保留します。
また、発注者が必要と判断した場合は、落札決定を保留することがあります。
なお、入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取りやめることがあります。

(7) 現場代理人の選任

- 落札者は、本工事の本契約締結時に建設工事請負契約書の条項（三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱第1号様式の2。以下「請負契約書」といいます。）第10条第1項により現場代理人を選任し、発注者に通知しなければなりません。
また、選任された現場代理人は請負契約書第10条第2項により工事現場に常駐することとします（ただし、請負契約書第10条第3項により発注者が認めた場合は除きます。）。
- なお、現場代理人は主任技術者等及び専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいいます。）と兼ねることができます。ただし、調査基準価格に満たない額で契約する場合の取扱いは、(9)及び(10)のとおりとします。

(8) 請負代金毎月部分払

次のいずれかに該当する場合は、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合にあっては、前払金を支払う限度額は契約金額の10分の4の額とし、工事着手時に10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払を行うものとします。

また、落札者との協議の上、落札者の作成した工事費内訳書により出来高認定が必要と合意した場合は、工事費内訳書を当該契約書に添付するものとします。

ア 調査基準価格に満たない額で契約するとき。

イ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受け、かつ、請負契約書第41条の債務負担行為に係る契約の前金払の特例が、会社更生法又は民事再生法の適用を受けた次年度以降も引き続き行われる場合は、前払金を支払う限度額は翌会計年度の契約金額の10分の4の額とし、当該会計年度の出来高予定金額を超えたときに10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払を行うものとします。

(9) 担当技術者の追加配置

ア 調査基準価格に満たない額で契約する場合は、主任技術者等のほかに、低入札価格調査資料提出時（ただし、施工体制確認資料を提出するときは、「低入札価格調査資料提出時」を「施工体制確認資料提出時」に読み替えるものとします。）に三重県低入札価格調査実施要領第7条に規定する専任の担当技術者（以下「専任の担当技術者」といいます。）1名を追加して定め、工事着手時に専任で配置しなければなりません。ただし、本工事が工場製作を含む工事であって、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合は、専任の担当技術者は、現地で施工する期間に配置するものとします。

なお、専任の担当技術者は、次の条件を満たしていることとします。

(ア) 低入札価格調査資料提出時において三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-46 に定める主任技術者等としての資格を有していること。

(イ) 低入札価格調査資料提出時において3(3)イに定める競争参加資格要件のうち、特定建設工事共同企業体の代表者の主任技術者等に求める競争参加資格要件としての資格を有していること。

(ウ) 低入札価格調査資料提出時において直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有すること。

(エ) 専任の担当技術者は、工事着手時に配置できる状況にあることとし、低入札価格調査資料提出時において他の工事に従事しているときは、併せて誓約書を提出すること。

なお、他の工事に従事しているときは、その工事の契約工期末日を過ぎていないことをいうものとします。ただし、契約工期末日までにその工事の完成検査等による契約の履行を確認した場合は、履行確認日を過ぎていないことをいうものとします。

また、本工事が工場製作を含む工事であって、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合で、本工事着手時に配置する主任技術者等が工場製作期間に配置する予定の主任技術者等のときは、専任の担当技術者は、現場が工場から現地へ移行する時点で配置できる状況にあることとし、低入札価格調査資料提出時に誓約書を提出することとします。

イ 専任の担当技術者は1名とし、その者の所属は特定建設工事共同企業体の代表者又は構成員の別を問わないものとします。

ウ 専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認められないものとします。

エ 低入札価格調査資料提出時以降における専任の担当技術者の変更は、三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-46 の2に規定する技術者等の変更に関する取扱いと同様とします。

(10) 主任技術者等及び現場代理人の配置に関する追加条件

調査基準価格に満たない額で契約するときは、次の条件を課すものとします。ただし、工場製作を含む工事であって、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合は、現地施工期間に配置する主任技術者等及び現場代理人に適用するものとします。

ア 主任技術者等は、契約金額にかかわらず専任での配置を要します。

イ 請負契約書第10条第3項に規定する、現場代理人の常駐緩和は、認められません。

ウ 請負契約書第10条第5項規定による、主任技術者等と現場代理人の兼務は、認められません。

(11) 重点監督

調査基準価格に満たない額で契約するときは、三重県建設工事監督要領に基づく重点監督を適用します。

(12) 落札の失効

発注者が仮契約書の提出を定めた日までに落札者が仮契約書を提出しないときは、会計規則第77条の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

(13) 契約の締結

ア 本工事の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年三重県条例第 9 号）に基づき三重県議会の議決に付さなければならない案件ですので、落札決定後に落札者と仮契約を締結し、三重県議会の議決を得た後に、本契約を締結します。

なお、本工事の仮契約の締結予定日は、令和 6 年 12 月 26 日（木）です。

イ 落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、仮契約の締結前であれば落札決定を取り消すことができるものとし、仮契約の締結後であれば仮契約を解除できるものとします。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受けた場合は、仮契約の締結前であれば落札決定を取り消すことができ、仮契約の締結後であれば仮契約を解除することがあります。

(14) 契約後 V E 方式工事

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要と認められるときは請負代金額の変更を行うものとします。詳細は特記仕様書によります。

(15) 支払条件

ア 前払の割合

契約金額の 10 分の 4 以内の額とします。ただし、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第 3 条で定める毎月部分払の対象となった場合における前払金の支払については、(8)によります。なお、前払金の請求は工事着手日以降でなければ行えません。

イ 部分払の割合及び回数

部分払の割合は、会計規則第 52 条の規定による範囲内とし、回数は次のとおりとします。ただし、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第 3 条で定める毎月部分払の対象となった場合は、同要領第 4 条に定める回数以内とします。

(ア) 契約金額 5 千万円未満のもの 1 回以内

(イ) 契約金額 5 千万円以上 1 億円未満のもの 2 回以内

(ウ) 契約金額 1 億円以上 2 億円未満のもの 3 回以内

(エ) 契約金額 2 億円以上のもの 3 回に契約金額の 1 億円を超える金額が 1 億円を増すごとに 1 回を加えた回数以内

(16) 変更契約

契約後の設計変更に際しては、当初の請負比率で変更請負額を算定します。

(17) 工事实態調査

三重県低入札価格調査マニュアルに規定する「重点調査」又は「重点調査（施工体制確認資料提出なし）」を経て契約した場合は、工事实態調査に協力しなければなりません。

なお、工事实態調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(18) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(19) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続きにおいて、政府調達協定に係る苦情の申立があり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(20) 火災保険付保険の要否

要

(21) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(22) 契約書作成の要否

要

(23) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(24) 落札者は、3(3)の基準を満たし、かつ、様式第 2-1 号により届け出た主任技術者等を工事着手時に配置しなければなりません。

なお、工事着手時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(25) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(26) 落札者は、本契約締結時に「契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリスト」を提出することとし、配置予定技術者の手持ち工事の状況等を確認したうえで、本工事の主任技術者等として配置可能と判断した場合に本契約を締結することとします。

(27) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。

なお、落札者が締結する下請契約の相手方について、著しく不相当と認められる下請負人があるときは、建設業法第 23 条第 1 項（下請負人の変更）の請求を行う場合があります。

(28) 契約締結後、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者）が、三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第 3 条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第 4 条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不相当であると認められるときは、契約を解除することができるものとします。

(29) 本公告に定める規定により、落札決定を保留又は取り消した場合又は仮契約若しくは本契約を保留又は解除した場合、県は一切の損害賠償の責を負いません。

(30) 参加資格事後審査の時点で落札候補者とならなかった参加者の中に、結果として無効な応札をした者が含まれていても、落札者決定事務を妨げないものとします。また、くじを引く場合についても同様とします。

(31) 入札をした者は、入札後において、本公告及び設計図書等についての不明を理由として苦情又は異議を申し立てることはできません。

(32) 本公告に関する問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部営繕課営繕調整班

電話 059-224-2150

7 Summary

(1) Construction name : Construction of special needs school for visual and hearing

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification:

Submissions will be accepted from the date of this public announcement through to Thursday, October 31, 2024 from 8:30 A.M. to 5:00 P.M., excluding holidays. (However, please be aware that on the final day of submissions, the deadline will be 0:00 P.M. (noon))

(3) The date and time for bid submission:

Electronic Submissions

Electronic submissions will be accepted on Monday, December 2, 2024 from 8:00 A.M. to 8:00 P.M. and Tuesday, December 3, 2024 from 8:00 A.M. to 9:55 A.M.

Bring Hard Copy Submissions in person

Please bring your Hard Copy Submission on Tuesday, December 3, 2024 9:55 A.M.

Postal Submissions

- We will collect any mail by general delivery from the designated post office at 9:30 A.M. on Tuesday, December 3, 2024, so please make sure that your bidding documents will arrive on time for collection.
- (4) For inquiries, please contact:
13 Koumei-cho, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8570, Japan
Facility Management and Maintenance Affairs Team, Building and Repairs Division, Department of Prefectural Land Development, Mie Prefectural Government
TEL:059-224-2150
- (5) Construction Managing authority:
13 Koumei-cho, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8570, Japan
Facility Management and Maintenance Affairs Team, Building and Repairs Division, Department of Prefectural Land Development, Mie Prefectural Government
TEL:059-224-2150
- (6) Applications must be made in Japanese.
-

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年10月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
漁業調査船「あさま」浮桟橋設置及びその他係留設備工事
- (2) 業務の特質等
業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 工事期間
契約締結の日から令和7年3月31日（月）までとします。
- (4) 業務履行場所
仕様書に記載のとおり

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
エ 漁業調査船「あさま」浮桟橋設計業務委託（令和5年度実施）の受託事業者及びその関連事業者でないこと。
オ 建設業法に定める「土木工事業」の建設業許可を受けている者であること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」という。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年10月16日(水)12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (4) 落札資格3(2)エに関する誓約書(添付書類)
- (5) 落札資格3(2)オの許可を証明する書類

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒517-0404 三重県志摩市浜島町浜島 3564-3
三重県水産研究所総務調整課 担当 晝川、谷水
電話 0599-53-0016 ファクシミリ 0599-53-1843

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和6年11月5日(火)17時までに調達システムにて通知します。(書面の場合は発送します。)

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年11月11日(月)13時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、浜島郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年11月11日(月)13時30分到着

送付先 〒517-0404 三重県志摩市浜島町浜島 2933

宛 先 浜島郵便局留め

受取人 三重県水産研究所総務調整課

案件名 漁業調査船「あさま」浮桟橋設置及びその他係留設備工事入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年11月11日(月)14時

場所 三重県志摩市浜島町浜島 3564-3

三重県水産研究所総務調整課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

- (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Services to be Required:

Construction of floating pier for the research vessel “Asama” and other piers

- (2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 1:30 P.M. on Monday, November 11, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 1:30 P.M. on Monday, November 11, 2024.

- (3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:00 P.M. on Monday, November 11, 2024.

(4) Managing Authority:

General affairs and Coordination Division, Mie Prefecture Fisheries Research Institute
3564-3 Hamajima, Hamajima-cho, Shima city, Mie 517-0404, Japan
TEL:0599-53-0016

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
